

中原中也の会・会則

第一章 総則

第一条 (名称)

本会は中原中也の会という。

第二条 (所在)

本会は事務所を下記におく。
山口市湯田温泉一丁目11番21号 中原中也記念館
(電話) 083-932-6430
(FAX) 083-932-6431
理事会が決定した場合は、本会は支部を設けることができる。

第三条 (目的)

本会は中原中也の作品を愛する者、研究する者、関心をもつ者がひろく交流し、中原中也とその作品についての理解をふかめるための場をつくることをめざす。

第四条 (事業)

- 一、本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
 - 1、中原中也に関する講演、研究発表、シンポジウム、研究集会、講座、文学散歩などの開催、共催および後援。
 - 2、機関誌「中原中也研究」、会報などの刊行物の編集・刊行。
 - 3、中原中也記念館における中原中也関係資料、情報の蒐集に対する協力。
 - 4、その他、理事会が必要と認める事業。
- 二、前項1号の中原中也に関する講演、研究発表、シンポジウムは年一回開催する本会の大会において行うものとし、研究集会等は適宜に行うものとする。

第二章 会員

第五条 (会員)

本会の会員は個人会員および法人（法人格をもたない団体を含む、以下同じ）会員とする。

第六条 (入会資格)

個人であると法人であるとを問わず、中原中也の作品を愛する者、研究する者、関心をもつ者は誰でも、本会の会員となることができる。

第七条 (入会手続)

本会に入会しようとする者は理事会が定める入会申込書に署名捺印して本会の事務局に提出するものとする。この場合、法人が入会を申し込むときは、その代表者を届け出るものとする。なお、法人会員の代表者が変更したときはすみやかにその旨を届け出るものとする。

第八条 (会費)

会員は次のとおり年会費を支払うものとする。

- 1、個人会員 五千円
ただし学生は半額とする。
- 2、法人会員 一〇一万円

第九条 (会費の支払い時期)

本会の年会費は毎年年度のはじめに支払うものとし、年度の途中で入会するときは、入会申込書を提出するさい、その年度の年会費を支払うものとする。

第十条 (会員の権利)

会員は次の権利をもつものとする。

- 1、総会に出席して各自1票の議決権を行使すること。ただし、議決権は代理人により行使することができ、また、法人会員はあらかじめ届け出た代表者により議決権を行使するものとする。
- 2、本会が刊行する刊行物の無料配付を受けること。
- 3、本会が主催、共催、後援する催しの案内をうけ、参加すること。ただし、参加費は別途支払わなければならない。

第十一条 (退会)

会員は、理事会宛に退会届を提出して退会することができる。会員が会費を支払わないときは、理事会の決議により退会を勧告することができる。退会の勧告を受けて後3月を経たなお会費を支払わないときは、退会勧告の日をもって退会したものとみなす。会員が本会の名誉を著しく傷つけたとき、または本会の活動に支障を生じるような行動をしたときは、理事会の決議により退会を勧告することができる。

第三章 役員

第十二条 (役員の種類と定数)

本会に次の役員をおく。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 2名
- 3、理事 20名ないし30名（うち、事務局長1名）

- 4、監事 2名
- 5、事務局長 1名
- 6、顧問 若干名
- 7、名誉会員 若干名

第十三条 (選任)

理事および監事は総会において会員の中から選出する。ただし、中原中也記念館の館長および副館長は必ず理事となるものとする。会長、副会長および事務局長は理事会において互選により選出する。顧問および名誉会員は理事会が推挙する。

第十四条 (役員の仕事)

会長は、本会を代表し、理事会の定めた方針にしたがい、会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えがあるときは、あらかじめ定めた順序にしたがい、会長の仕事を代行する。財務担当理事は本会の財務を管理し、執行する。事務局長は本会の事務処理の全般を管理し、執行する。監事は、本会の会計および資産を監査し、監査の結果を総会および理事会に報告する。

第十五条 (任期)

役員の任期は選任の日から2回目の定時総会の終了までとする。ただし、再任を妨げない。役員の増員または欠員の補充のため選任された役員の任期は、現存する役員の任期と同一とする。

第四章 会務の運営

第十六条 (総会)

本会は、毎年、会計年度の終了後2カ月以内に山口市内において定時総会を開催する。理事会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上からの要求があったときは臨時総会を開催する。総会は会長が招集し、会員の過半数の出席（委任状によるものを含む）があったときに成立する。総会における議決は、別に定める場合を除き、出席した会員（委任状によるものを含む）の多数決による。総会を招集するときは、会長は会員に総会の日時、場所および議題を会日の2週間前までに通知するものとする。

第十七条 (総会の権限)

この会則に定められたもの他、次の事項は総会の議決を要する。

- 1、予算および決算の承認
- 2、会務の運営の基本的事項の決定
- 3、この会則の改正
- 4、解散
- 5、その他理事会が必要と認めた事項

第十八条 (理事会)

理事会は、この会則に定められたもの他、本会の事業を実行するための施策を決定する。理事会は会長が招集し、理事の過半数の出席（他の理事に対する委任状による出席を含む）があったときに成立する。理事会の議決は出席理事（他の理事に対する委任状による出席を含む）の過半数による。

第五章 会計

第十九条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金その他をもってあてるものとする。

第二十条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第二十一条 (決算報告)

会長は、毎年度の定時総会において前年度の決算報告をするものとする。

付則

第二十二条 (会則に定めない事項)

この会則に定めない事項については民法の法人に関する規定を準用する。

第二十三条 (最初の役員を選任とその任期)

最初の役員は創立総会において選任する。ただし、選任にさいして、発起人会は最初の役員候補者を推薦することができる。最初の役員は創立の日の翌々年度に開催される定時総会の終了までとする。

第二十四条 (最初の会計年度)

最初の会計年度は創立の日から翌年の8月31日までとする。

第二十五条 (施行期日)

この会則は本会の創立の日から施行する。この会則は平成22年9月18日から施行する。